

令和八伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりであ

令和八年二月一日

大分縣知事  
佐藤樹郎